

広島県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局において、平成二十年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市三次線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市西河内町九七番一地从先から 三次市西河内町九九番一地从先まで		四・二〇〇 一五・〇〇〇	二〇・四〇〇 一〇・〇〇〇	五六〇・〇〇〇 五六〇・〇〇〇	拡幅